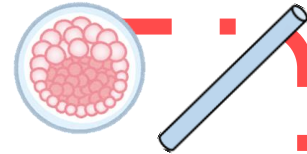


# 適切な人工授精用精液の取り扱い

精液(受精卵)の譲渡には  
家畜人工授精所の開設届が必要です！！



## 家畜改良増殖法

\* 農林水産省による説明内容

(家畜人工授精及び家畜受精卵移植の制限)

第12条家畜人工授精所…又は都道府県が開設する施設以外の場所で家畜人工授精用精液を採取し、若しくは処理…してはならない…  
第11条ただし書…の場合は、この限りでない。

\* 第11条

獣医師又は家畜人工授精師でない者は、家畜人工授精用精液を採取し、処理し、又はこれを雌の家畜に注入してはならない。ただし、学術研究のためにする場合、自己の飼養する雄の家畜から家畜人工授精用精液を採取し、処理し、又はこれを自己の飼養する雌の家畜に注入する場合その他農林水産省令で定める場合は、この限りでない。



この処理に、**液体窒素中での保管**が含まれます！

つまり…



家畜人工授精所の開設届を提出していない場合、自己の雌牛へ使用する目的以外に、精液(受精卵)を所有することが出来ません！

# 人工授精用精液を譲渡する場合 以下の条件を確認してください

## 譲渡者が家畜人工授精所の開設届を申請していますか？

- ・開設届を申請していない場合、精液の譲渡は出来ません。  
(家畜人工授精所を開設する場合は、畜産課振興係にご相談ください)

## 譲受者が種付け・移植予定の雌牛を飼育していますか？

- ・譲受側が家畜人工授精所ではない場合、譲受者が雌牛を所有していないと譲渡を行うことが出来ません。

## 精液と精液証明書(ラベル)は一致していますか？

- ・証明書のない精液の使用や譲渡は出来ません。  
譲渡・譲受・使用時等に精液と証明書の一致を確認してください。

## 精液証明書の記載内容に不備はありませんか？

- ・証明書裏面の「譲渡・経由の確認」の欄に、「譲渡者、譲受者、日付」を必ず記載して下さい。  
(記載漏れや虚偽記載がある精液の使用は、法律違反です)

## 精液等の保管状態は万全ですか？

- ・精液と証明書は一体で流通管理されなければなりません。  
(精液だけでの使用や譲渡は出来ません)

※受精卵の流通管理についても、精液と同等の扱いとなります。

奈良県畜産課 畜産振興係

TEL 0742-27-7450 FAX 0742-22-1471